

平成26年度下請状況実地調査結果について

入札監理課

1 調査目的

県発注工事における元請・下請関係の適正化をさらに徹底するため、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」（以下「要綱」という。）の遵守状況や、元請・下請関係の実態を把握するために実地調査し、必要な指導を行うことを目的とした。

今回の調査では、平成25年度の調査結果を踏まえ、下請代金の決定過程、下請契約の締結状況、下請代金の支払状況等の契約から支払までの実態と、保険加入状況や賃金の支払状況を調査するとともに、新たに担い手の育成・確保への取組みについても、聞き取り調査を行った。

2 調査方法

(1) 調査時期

平成26年9月～平成26年11月

(2) 調査対象の選定方法

平成25年4月～平成26年3月までに竣工した工事のうち、低い落札率で契約した工事又は低い落札率で契約した工事が多い会社が受注した工事の中で、工種・契約金額・地域バランス等を考慮し、元請会社6社と下請会社16社の計22社を選定した。

(3) 調査内容

ア 主な調査項目

- ① 下請代金の決定過程
- ② 下請契約の締結状況（変更契約）
- ③ 下請代金の支払状況
- ④ 賃金支払状況（労務単価改正に伴う対応等の聞き取り）
- ⑤ 保険加入状況
- ⑥ その他（下請への履行確認結果報告、下請負報告書と下請金額、担い手の育成・確保への取組みなど）

イ 調査方法

調査対象会社を訪問し、以下の関係書類の確認・照合及び関係者（役員、現場代理人、経理担当者など）からの聞き取りを行った。

【確認した関係書類】

- ① 下請代金の決定に関する資料
見積依頼書、見積条件書、見積書及びその内訳書 など
- ② 下請契約から完成までの経過に関する資料
下請契約書（注文書、注文請書、基本契約書、基本契約約款）
下請変更契約書、完成引渡書 など
- ③ 支払に関する資料
請求書、支払台帳、通帳、支払通知書 など
- ④ 賃金支払いに関する資料
賃金台帳 など
- ⑤ 保険加入状況に関する資料
保険者番号、伝票 など
- ⑥ 完成報告、履行確認に関する資料
完成届、検査結果通知 など

3 調査結果

(1) 下請代金の決定過程に関すること

今回の調査対象となった下請契約においては、概ね適正に下請代金が決定されていたが、一部で、契約額決定の過程で根拠が不明確な値引きが行われている事例があった。

ア 元請業者と一次下請業者との契約の過程で、根拠が不明確な値引きが行われ、双方合意の上で契約を締結している事例があった。

(2) 下請契約の締結状況に関すること

今回の調査対象となったほとんどの下請契約において、当初契約の締結手続きは適正に行われていたものの、一部で、工事内容に変更があっても変更契約を行っていなかった事例や、変更契約額が下請負報告書に反映されていない事例があった。

ア 工事の数量変更等について、書面による変更契約を行うべきところ、変更契約書を締結せず代金を支払っている事例があった。

イ 下請業者に追加工事を発注し、変更契約を行っていたが、下請負報告書に変更内容が反映されていない事例があった。

(3) 下請代金の支払状況に関すること

今回の調査において、支払代金の不払いは見受けられなかったが、手形期間が90日を超えている事例があった。

ア 下請代金を手形で支払っているケースにおいて、手形期間が90日を超えていたが、120日は超えていない事例があった。

(4) 賃金支払い状況に関すること

今回の調査において、賃金の未払いや支払い遅延は見受けられなかった。
公共工事設計労務単価の引上げへの対応については、日給又は月給に反映した事業者が13社、ボーナスに反映した事業者が5社あり、22社のうち18社が労務単価の上昇に対応していた。

(5) 保険加入状況に関すること

今回調査した全社で、社会保険への加入が確認できた。また、元請業者は下請業者に対し、社会保険への加入状況の確認や加入指導を行っていた。

(6) その他

① 今回の調査において、元請業者と下請業者間で、完成届と検査結果が書面で確認できない事例があった。

ア 下請業者が完成届を元請業者に提出せず、口答で済ませている事例や、元請業者による検査結果が書面で残されていない事例があった。

② 担い手の育成・確保への取組みについては、多くの会社が若い人材の確保に苦慮している中、今年度から来年度にかけて高卒者を1～2名程度採用している会社が5社あった。

また、定年を延長して若手の指導に従事させたり、インターンを受け入れるなど、担い手の育成・確保に取り組んでいる事例があった。

4 まとめ

これらの調査により要綱に違反する事項が確認された会社に対し、是正措置を講じるよう指導した。

今後も下請状況実地調査を継続し、建設業法を所管する建設産業室と連携して、元請・下請関係の適正化に向け指導を強化していくこととする。

- (1) 実地調査により確認された不適正な事項については、該当する会社に対し、改善を図るよう指導を行った。
- (2) 要綱に違反した事例については、調査結果と併せて、是正措置を講じて報告するよう書面で通知した。
 - ・手形期間が90日を超えていたこと。(要綱第6(7))
 - ・変更契約の内容を、下請負報告書に反映させていないこと。
(要綱第12の1)
- (3) 県の指導に対して、請負者の対応が適切になされない場合には、入札参加資格制限、工事成績評定の減点などを行う。
- (4) 実地調査の結果は、全ての調査対象会社を送付するとともに、県のホームページに掲載し、調査対象会社以外にも注意喚起を図ることとする。
- (5) 入札制度等監視委員会へ結果を報告して意見を受け、入札制度や元請・下請関係適正化強化の方策の検討に反映する。